沿道飲食店等の路上利用に伴う計画書

　○○商店会は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための緊急措置として、沿道飲食店等が路上利用することに対する取組みとして、下記のとおり実施する。

１　道路占用主体

　　名　　称　　　○○商店会

　　所在地　　新宿区西新宿２－８－１　○○ビル２階

　　代表　　東京太郎（令和２年４月1日付け）

　　会員数　　１５０名

　　設立　　昭和２３年７月1日

　　事務局担当　　東京次郎

　　連絡先　　０３－３３３３－００００

２　沿道飲食店等の路上利用状況

（１）路上利用の場所

　　　別添道路占用許可申請書配置図のとおり

（２）設置物

　　　種類・個数等

（３）安全管理体制

路上への机・椅子等の設置は店舗営業時間中のみとする。また、店舗営業中は、店舗入り口を常に開放し、路上に設置する机・椅子等については、常に店員から見える位置に配置する。強風時等は、路上への設置を中止する。

（４）苦情に対する対応

　　　○○商店会事務局内に苦情処理窓口を設置し、地域や住民等からの苦情に対応する。

なお、苦情対応にあたっては、親切、丁寧な対応を行うとともに、苦情等の申入れに対し、適切に対応していく。

　　※苦情等窓口対応者　○○○　○○○○○

３　道路維持管理への協力

　　飲食店等の路上利用に際し、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るため、東京都〇○建設事務所と協議の上、下記取組を行う。

（１）清掃活動

　　　毎日営業開始前及び営業終了後には店舗前だけでなく店舗周辺を含め歩道や植栽ます等の清掃活動を実施する。

　　　また、商店会が中心となり、地域住民、自治会と協働し、○○地域全体の清掃活動を行う。実施は、毎月〇〇で、毎回〇〇名程度の参加を予定している。

（２）安全パトロール

　　　月に一度、商店会役員により、交通安全、防犯を目的に、パトロールを実施する。パトロールには、警察や消防の職員の同行も予定している。

（３）緑化事業

５月に９月にかけ、道路上にフラワーポットを設置し、環境緑化事業を行う。フラワーポット設置数は〇箇所（資料参照）。

（４）路上利用状況の報告、公表

　　　路上利用状況については、毎月東京都〇〇建設事務所長あて報告を行う。また、○○商店会ホームページ上でも公表する。

　　※ ホームページアドレス http://xxx.yyyyy.zzzzz.tokyo/

４　その他

1. 路上利用にあたっては、道路占用許可、道路使用許可等、法令等で決められた手続きを適正に行う。
2. 路上利用を実施する上で、不明な点等がある場合には、その都度、区役所地域振興部門、道路管理者に協議を行うとともに、路上利用計画に変更がある場合には、変更したい場合にも、事前に前記関係機関へ協議し、変更後の路上利用計画を関係機関へ提出する。

５　添付資料

　　１　○○商店会位置図

　　２　○○商店会規約

　　３　○○商店会役員名簿

　　４　商店会の現在までの活動がわかる資料